第九期決算公告

平成二十四年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	五〇
固定資産	二七
資産合計	七七
負債及び純資産の部	
流動負債	九
株主資本	六八
資本金	六〇
利益剰余金	八
（その他利益剰余金）	（八）
（当期純利益）	（〇）
負債及び純資産合計	七七

平成二十五年二月二十八日

静岡県浜松市浜北区尾野二七八四番地一

ガスコミュニティ浜松株式会社

代表取締役社長　伊藤　龍彦

第六十期決算公告

平成二十四年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	四三
固定資産	一七四
資産合計	二一七
負債及び純資産の部	
流動負債	一三七
固定負債	五
株主資本	七三
資本金	一二
利益剰余金	六一
（利益準備金）	（三）
（その他利益剰余金）	（五八）
（当期純利益）	（八）
負債及び純資産合計	二一七

平成二十五年二月二十八日

愛知県豊橋市神野新田町字ホノ割二〇番地の一　神野オイルセンター株式会社

代表取締役社長　石川　公一

第四十五期決算公告

平成二十四年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	一一九
固定資産	三一七
資産合計	四三六
負債及び純資産の部	
流動負債	一六
固定負債	七〇
株主資本	三四九
資本金	二〇
利益剰余金	四〇二
（利益準備金）	（五）
（その他利益剰余金）	（三九七）
（当期純利益）	（一七）
自己株式	△七三
負債及び純資産合計	四三六

平成二十五年二月二十八日

三重県四日市市新正三丁目一一番八号

株式会社日興

代表取締役社長　伊藤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道亀田郡七飯町大川三丁目九三番地、最後の住所北海道千歳市東郊二丁目一二番一―一〇〇四号　被相続人　亡　後藤　義光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

事務所札幌市中央区大通西一一丁目四番地　登記センタービル四階　ちくま法律事務所　相続財産管理人　弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道枝幸郡枝幸町字栄町七二一番地、最後の住所旭川市豊岡一二条六丁目六番九号　被相続人　亡　佐藤登美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

事務所北海道名寄市西四条南九丁目大野ビル一階　名寄ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田頭　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡色麻町四竈字西川欠五〇番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　早坂　延浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番二二号　第五菊水ビル四階　相続財産管理人　横田　由樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市真里谷四七二番地の一、最後の住所千葉市中央区松ケ丘町三八一番地　被相続人　亡　野村　拳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

千葉県袖ケ浦市横田二二九番地、事務所千葉県木更津市東中央三丁目五番一〇号　相続財産管理人　平野　政則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市姉崎一八八八番地六、最後の住所千葉県市原市姉崎一八八八番地の六　被相続人　亡　澤井　光之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所　相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区戸山三丁目一〇番、最後の住所東京都新宿区戸山三丁目一〇番七号　被相続人　亡　小國　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

事務所東京都中央区八重洲二丁目八番七号　福岡ビル六階石嵜・山中総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山中　健児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区四つ木二丁目一六番、最後の住所東京都葛飾区細田四丁目一四番九号柴崎方　被相続人　亡　髙野　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

事務所東京都中央区銀座一丁目七番六号銀座河合ビル五階新都市総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡邊　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区関口一丁目一四〇番地、最後の住所東京都新宿区早稲田鶴巻町五四二番地　被相続人　亡　鴇田　徳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代々木一丁目三〇番地六、最後の住所東京都渋谷区代々木一丁目二三番一号　被相続人　亡　森本富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十八日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　大輔